

別紙 2

市工事発注の適正化に関する報告書

平成 25 年 3 月 27 日

盛 岡 市

目 次

I 総括 ～市工事発注の適正な事務執行に向けて～	1
II 逮捕事案の概要	
1 捜査と逮捕, 起訴	2
2 公訴事実	2
3 逮捕事案となった工事の概要	2
4 事件経過	3
5 公判の状況	4
III 市工事発注に関する内部調査結果	
1 逮捕事案について	7
2 その他の工事について	8
3 市工事発注に関する内部調査結果	8
IV 公正職務審査会の意見等	
1 公正職務審査会の意見等	9
2 意見等を踏まえた対応	10
V 逮捕事案等への対応について	
1 調査体制について	12
2 逮捕事案についての内部調査の実施及び状況	13
3 その他, 確認を要するとされた事案の内部調査及び状況	17
4 工事発注文書の状況調査	20
VI 市の損害額の算定等	
1 市の損害額の算定について	23
2 損害額に対する対応について	23
VII 関係者の処分及び措置	
1 逮捕事案に係る職員の処分	24
2 その他の正規な手続きに依らない工事に係る関係職員の処分	25
3 指名停止措置	26
VIII 再発防止に向けた取組	
1 工事等に係る事務改善計画の策定及び実施	27
2 職員の倫理規程等の制定	29
3 職員の意識改革	29
4 今後の検討課題	29
IX 結びに	31

I 総括 ～市工事発注の適正な事務執行に向けて～

職員が市工事発注を巡り詐欺及び収賄事件で逮捕されたことは、市政に対する市民の信頼を大きく損なうこととなりました。

職員の逮捕事案については、これまで「盛岡市市政における公正な職務の執行の確保に関する条例」に基づき設置されている公正職務委員会を中心に、関係部署、職員への聴き取りや関係書類による内部調査を行うとともに、全庁を挙げて再発防止に向けた取組を進めてきました。

また、内部調査や再発防止策の検討に当たっては、外部の有識者で構成する公正職務審査会の意見をいただくとともに、調査結果について検証を進めていただきました。また、工事関係書類のチェックにおいては、国、県及び岩手県技術士会の、再発防止に向けた市の体制については、(財)岩手県土木技術振興協会のチェックを依頼するなど、外部視点による検証を行ってきました。

その結果、事件関係者に対する公判や公判を受けた内部調査において、工事費の水増しにより正規な手続きに依らずに複数の工事が施工されたこと、また、逮捕事案以外の工事においても、工事費の水増しによる不適切な工事発注があったことが内部調査により確認されました。

いずれの事案も契約変更に伴い土量や単価の改ざんにより水増しを行い、他の工事を行ったというものでした。また、黙認という形で市の組織的関与があったことも明らかになりました。さらに、随意契約における見積合わせの手続きが省略されるなど、不適切な事務執行があったことも明らかになりました。

市では事件の公判や内部調査で明らかになった事項を踏まえ、「工事等に係る事務改善計画」を策定し、工事担当課における設計内容検討会によるチェック体制を強化するなどの取組を行ったほか、平成25年度の組織機構見直しとして、新たに「工事指導検査室」を設置するなど、組織体制を整備することとしました。

さらに、「職員倫理規程」を制定し、コンプライアンス研修や職場ごとに実施する服務に関する職場ミーティングにより、法令遵守及び公務員倫理に対する職員の意識改革に取り組んできました。

市の公務の執行に伴い発生した今般の一連の事案につきましては、職員が逮捕、有罪判決となったのみならず、当時の所属において組織的関与がありましたことを深く反省するとともに、市民の皆様へ改めてお詫び申し上げます。

今回の事件の総括に当たり、改めて再発防止に向け、職員一丸となり取り組むことを誓うものでございます。

以下、職員の逮捕事案等に関する経過やこれまでの内部調査の結果、再発防止に向けた取組等を取りまとめ、報告するものとします。

II 逮捕事案の概要

1 捜査と逮捕、起訴

平成24年1月10日に当市上下水道局所属の職員から所属先である下水道整備課へ、法令に違反する行為で警察から任意の取り調べを受けている旨報告があり、自宅待機を命じた。

任意の取り調べは連日続けられ、市には捜査関係者から1月18日に対象となる工事名が伝えられた。併せて市関係職員への任意の事情聴取が断続的に続いた。

捜査関係者から、今回は逮捕事案となる可能性が大きい旨伝えられたため、1月25日の関係者打合せ会において、事件対応はコンプライアンス条例に基づく公正職務委員会において行っていくことが決定された。

1月27日に詐欺行為により逮捕され、同日、市役所関係課に捜索がはいり、書類等が押収され、2月17日に起訴されるに至った。

また、2月21日には、収賄容疑にて再逮捕され、3月12日に再起訴された。

なお、今回の件の逮捕事案が市の職務に関連した内容であったため、1月27日の逮捕日以降、公正職務委員会が中心となり、事件に関する内部調査及び再発防止策の検討を行ってきたものであり、また、捜査機関における徹底的な原因究明のため、市でもできる限りの捜査協力を行ってきたところである。

2 公訴事実

(1) 詐欺容疑（起訴状より要約）

元職員、(株) 恵工業元社員及び協積産業(株) 元社員は、盛岡市が(株) 恵工業に発注した盛岡駅青山線街路築造その2工事の請負契約を変更する際、市から現金を詐取しようと考え、共謀の上、架空工事代金等を盛り込むため、単価等を過大に計上し、請負金額を1,885万3,800円増額する旨を記載した内容虚偽の変更工事設計書等を作成し、請負金額を6,647万8,650円から8,533万2,450円に増額する請負変更契約を締結させた上、水増しされた請負金額 約1,594万7,400円を含む5,883万2,450円を振込入金させ、盛岡市から現金を詐取した。

(2) 収賄容疑（※ 公判（7/31）での判決より抜粋）

平成19年12月、市役所において協積産業(株) 元社員から、同社が街路用地整備工事の随意契約の見積書を提出する前に、設計金額が約70万円である旨を内報するなど有利かつ便宜な取り計らいを受けたことに対する謝礼及び今後も同様の取り計らいを受けたいという趣旨の下に供与されるものと知りながら、ビール券200枚、13万4,400円相当を、自己の職務に関し賄賂を受けた。

3 逮捕事案となった工事の概要

(1) 盛岡駅青山線街路築造その2工事（詐欺事件）

- ・工事名称 盛岡駅青山線街路築造その2工事

- ・工事の概要 当該工事は、都市計画道路盛岡駅青山線が国道46号と立体交差する（前九年Ⅰ工区）の街路事業（延長L=418m 事業期間：平成10年度～19年度）のうち、前九年一丁目、二丁目地内の国道46号との立体交差部を含めた区間（276m）の街路築造工事を施工したものの
 - ・工事の場所 盛岡市前九年一丁目外地内
 - ・工事の期間 当初 平成19年5月23日～平成19年12月12日
第1回変更 ～平成20年3月17日（工期）
第2回変更 ～平成20年3月30日（金額・工期）
 - ・当初契約額 66,478,650円（税込）
 - ・最終契約額 85,332,450円（税込）（18,853,800円増額）
 - ・契約の相手方 （株）恵工業
- (2) 街路用地整備工事（収賄事件）
- ・工事の名称 街路用地整備工事
 - ・工事の概要 当該工事は、都市計画道路明治橋大沢川原線の街路事業で必要となった大通三丁目の道路用地で、工事に着手するまでの管理のため、ガードレール及び単管パイプ設置工事を施工したものの。
 - ・工事の場所 盛岡市大通三丁目地内
 - ・工事の期間 平成19年12月22日～平成20年1月25日
 - ・契約額 735,000円（税込）
 - ・契約の相手方 協積産業（株）

4 事件経過

職員の逮捕から、初公判までの経過は次のとおりである。

平成24年1月10日 元職員から下水道整備課に連絡あり。1月7日から警察の事情聴取を受けているとのこと。

- 1月27日 逮捕（詐欺容疑）。記者発表。
本庁舎等の捜査，関係資料の押収。
- 1月29日 盛岡地方検察庁に送検。
- 2月13日 被害申告書提出
- 2月17日 拘留期限。起訴（公判請求）。
- 2月21日 再逮捕（収賄容疑）。記者発表。
本庁舎等の捜査，関係資料の押収。
- 3月12日 拘留期限。再起訴（公判請求）
- 4月20日 恵工業元社員の初公判，結審
- 4月25日 元職員，協積産業元社員 初公判
- 4月27日 元職員 懲戒免職

5 公判の状況

関係者に対する公判が盛岡地方裁判所において行われた。

(1) 詐欺事件の公判

- ・第1回公判（(株) 恵工業元社員に係る第1回公判（詐欺事件））
日時 平成24年4月20日
公判の概要 (株) 恵工業元社員に対し懲役2年が求刑された。
- ・第2回公判（(株) 恵工業元社員に係る第2回公判（詐欺事件））
日時 平成24年6月8日 午後1時30分
公判の概要 元社員に対し、懲役2年、執行猶予3年の判決が言い渡された。
※平成24年6月23日に裁判が確定

(2) 詐欺及び収賄事件の公判

- ・第1回公判（元職員、協積産業（株）元社員に対する詐欺等事件）
日時 平成24年4月25日
- ・第2回公判（協積産業（株）元社員に係る第2回公判（詐欺事件））
日時 平成24年5月18日 午後1時30分
公判の概要 協積産業（株）元社員に対し懲役2年6月が求刑された。
- ・第3回公判（元職員に係る第2回公判（詐欺・収賄事件））
日時 平成24年5月22日 午後3時30分
- ・第4回公判（元職員に対する第3回公判）
日時 平成24年6月29日 午前10時
公判の概要 元職員に対し、懲役3年6月、追徴金13万4,400円が求刑された。
- ・第5回公判（協積産業（株）元社員に係る第3回公判（詐欺事件））
日時 平成24年7月3日 午前10時
公判の概要 協積産業（株）元社員に対し、懲役2年、執行猶予3年の判決が言い渡された。 ※平成24年7月18日に裁判が確定
- ・第6回公判（元職員に係る第4回公判（詐欺・収賄事件））
日時 平成24年7月31日 午後1時30分
公判の概要 元職員に対し、懲役3年、執行猶予4年、追徴金13万4,400円の判決が言い渡された。 ※平成24年8月15日に裁判が確定

(3) 元職員に対する判決

平成24年7月31日に行われた公判における判決の主な内容は次のとおりである。

- ・主文
被告人を懲役3年に処し、4年間、刑の執行を猶予する。金13万4,400円を追徴する。
- ・理由

(罪となるべき事実)

[収賄事件]

被告人は、平成19年12月25日頃、市役所内において協積産業（株）元社員から、市が発注する街路用地整備工事を随意契約により受注するために、同社が見積書を提出

する前に、同工事の設計金額が約70万円である旨、内報するなどの有利かつ便宜な取り計らいを受けたことに対する謝礼及び今後も同様の取り計らいを受けたいという趣旨の下に供与されるものであることを知りながら、ビール券約200枚、約13万4,400円相当の供与を受けた。もって、自己の職務に関し、賄賂を収受した。

[詐欺事件]

被告人は、(株)恵工業元社員及び協積産業(株)元社員と共謀の上、盛岡駅青山線街路築造その2工事の請負契約の変更に際し、請負代金額に架空工事代金等を盛り込むため、数量や単価を水増しし、過大な変更請負代金額を計上し、市から現金を詐取しようとして企て、平成20年3月5日、当時の副市長に対し、変更設計金額を1億911万円と過大に積算した変更工事設計書、請負代金額を1,885万3,800円増額する旨の虚偽の内容を記載した書類を提出し、誤信させ、増額変更を決定させた。さらに、同月31日、工事請負代金額を6,647万8,650円から8,533万2,450円に増額する旨の変更契約を締結した市に対し、1,594万7,400円は水増しされた請負代金であって、正当に支払いを受けることができないのに、前払金を除いた現金5,883万2,450円を請求し、4月30日に水増し額約1,594万7,400円を含む現金5,883万2,450円を振込入金させ、もって人を欺いて財物を交付させた。

(量刑上重視した事情)

- ・被告人は、工事で使用する製品を同社の取扱製品に変更したり、指名競争入札における指名選定基準などで協積産業に便宜を図っており、その見返りとして平成15年頃からビール券を受け取り、換金して生活費の足しにすることを繰り返していた。
- ・被告人は、街路用地整備工事の随意契約の際、協積産業(株)元社員に対し予定価格を教え、その金額に合わせて見積書を作成するようにし、また、それを上回る金額の見積書を作成させ、協積産業(株)元社員からそれらの見積書を受け取り、3者による見積合わせの手続きを省略して、協積産業に受注させた。その見返り等の趣旨で、同様にビール券を受け取った。
- ・被告人は、担当する道路工事の契約変更に際し、道路工事に付随する工事や、予算措置を講ずることが困難で正規の発注手続きを取ることができない別の道路補修工事の代金を捻出するとともに、架空の下請け業者とした協積産業を通じて水増しした工事代金の一部を自分に還流させようなどと考え、数量や単価を水増しした。
- ・水増しされた約1,594万円のうち、約200万を付随工事の代金、約595万円を別の道路補修工事の代金に充当し、さらに架空の下請け工事代金として、恵工業から協積産業に利得させた約146万円などから、約50万円相当のビール券を利得した。
- ・このように、被告人は長年にわたり、市発注の道路工事担当者としての地位や権限を私物化し、特定の業者と癒着して個人的に不正な利益を得ていたほか、適正な工事価格の算定や決裁などの正規の手続きを経ずに工事代金を流用しており、一連の犯行は公務の公正さや公共工事の適正さを著しく害し、市民の信頼を大きく損なう悪質な犯行である。
- ・水増しした工事代金の一部が別の道路補修工事に流用されており、予算措置を講じる

ことが困難であったが、もともとの工事が正規の発注手続きを経ていなかったからであって、結局、不正をもって不正を隠ぺいしようとしたに過ぎない。これらの事情は、本件詐欺の犯行を正当化するものではない。

- ・市が被った実質的な損害額は、水増しされた工事代金から実際に公共工事に流用された分を除いても、800万円近くに上っており、財産的損害は大きい。
- ・市職員による公共工事に絡む汚職や不正として社会に与えた衝撃は大きく、この社会的影響の大きさを考慮すると、被告人は厳しい非難を免れない。
- ・しかし、他方、水増した工事代金の一部が流用された別の道路補修工事は、被告人が所属していた部署における懸案事項であり、工事代金の流用によって解決することについては、上司らも黙認していたのであって、工事代金の流用について、その責任の全てを被告人に負わせるのは、酷である。
- ・被告人は、犯行に及んだことについて事実を認め、反省の態度を示していること、個人的に利得した金額に相当する50万円の被害弁償をしていること、当然ではあるが本件により懲戒免職処分を受けるなど、既に相応の社会的制裁を受けていることなどの事情を考慮する。

Ⅲ 市工事発注に関する内部調査結果

逮捕事案となった工事を含む市工事発注に関する内部調査結果の詳細については、「V 逮捕事案等への対応について」に記載するが、概要は次のとおりである。

1 逮捕事案について

(1) 工事費の水増しの概要

平成 19 年度に施工された「盛岡駅青山線街路築造その 2 工事」（以下、この項目において「本体工事」という。）において、平成 17 年度に施工された「梨木町上米内線関連歩道設置工事」により新設された北山地内の歩道及び道路側溝の路面排水の不具合を解消するため、また、本体工事の関連工事である前九年一丁目地内の整備工事のほか、本体工事と関連のない旧市立病院跡地残土処理工事等を施工するため、さらに、私的な利益を得るための架空の工事費を含めるため、工事費の水増しが行われ、正規な手続きに依らずに複数の工事が施工されたものである。

(2) 工事費の水増しの手口

本体工事の変更契約の際、

- ・完了時には確認することのできない掘削工の数量や、
- ・通常の単価表に載っていないプレキャスト擁壁工の単価等

が水増しされた。

このことは、市による本体工事等の工事費の再積算結果においても確認されている。

(3) 工事費の水増しが行われた背景及び事務執行体制の問題点

本体工事の予算に余りが出そうであるとの見込みが立ったことから、当時の担当部署における懸案事項や住民から要望のあった工事等について、予算措置や契約等の正規な手続きを経ずに施工しようとしたものと判断した。

なお、工事費の水増しが行われた事務執行体制における問題点として確認された事項は次のとおりである。

- ・必要な予算措置及び契約事務の手続きを省略し、正規な手続きに依らずに工事発注、施工することに対する職員のコンプライアンス意識の欠如
- ・担当者の事務執行に対する組織としてのチェック機能の欠如
- ・利害関係者との間の職務執行に関する倫理意識の欠如

(4) 市の組織的関与

工事費の水増しについては、組織として決定し指示したものではないが、「黙認」という形で不適正な工事発注に係る事務執行を許してしまったものであり、市として組織的関与があったものと判断した。

住民からの要望に早急に応えるために正規な手続きを逸脱してもやむを得ないという法令遵守の欠如が組織風土としてあったものと考えられる。

(5) 収賄事件について

平成 19 年度に施工された「街路用地整備工事」において、3 者による見積合わせ

の手続きが省略されており、不適切な事務執行があったことが確認された。

2 その他の工事について

平成 18 年度に施工された「市場跡地道路整備その 4 工事」において、土工の残土処理量等が水増しされ、水増しにより「三本柳駐車場舗装整備工事」及び「県公会堂脇歩道整備工事」が正規な手続きに依らずに施工された。

いずれの工事についても、住民からの苦情、要望があり、担当部署として整備が必要と判断されたが、整備に必要な工事費が予算計上されていなかったことから、工事費の水増しにより工事が施工されたものであり、組織として正規な手続きに依らない工事発注を決定したものと判断した。

3 市工事発注に関する内部調査結果

公判の内容等を受け、正規な手続きに依らない工事や設計金額等の情報漏えい、利害関係者からの金品の受け取りについて、全庁調査や関係職員の聴き取りを行ったほか、平成 13 年度以降の工事発注文書（5,991 件）のチェックを行ったが、工事費の水増しなどの不正は確認されなかった。

なお、工事発注文書の状況調査について、調査書類において単価資料等が添付されていないものがあったが、これらに対する保存手続きは、これまで明確化されていなかったことから、検査終了後に廃棄されたものであった。現在は、関係資料の保存年限は他の工事関係書類と同一とすることを基本としており、引き続き、適切な工事発注事務の徹底に取り組んでいく。

IV 公正職務審査会の意見等

内部調査及び再発防止に向けた取組等に対し、公正職務審査会から次の意見等をいただいております。意見等を踏まえた対応を行った。

1 公正職務審査会の意見等

(1) 内部調査に対する意見

- ①なぜ、水増しが行われたのか、また、なぜ、水増しにより行わなければならなかったのかについて、究明することが必要ではないか。
- ②他に水増しがないとすれば、なぜ、逮捕事案が特異な事案であり、この事案だけだったのか説明できないと市民は納得しない。
- ③水増し工事については、工事発注契約の全件調査を過去にさかのぼって行うなど、実態解明を行う必要がある。
- ④公判で明らかになった業者からの金品の授受については、全職員を対象として調査を行うなど、全容解明に努める必要がある。
- ⑤工事発注文書の状況調査を行う場合には、透明性を高めるため、外部視点でのチェックを行うべきである。
- ⑥工事発注文書の全件調査において、三次チェックとなった工事については、内容を説明できるようにすべきである。また、水増しなどの有無のチェックだけでなく、他の問題点や課題があれば、明らかにすべきである。

(2) 再発防止に向けた取組等に対する意見

- ①私生活の変化などのサインがあったのではないか。他の職員の再発防止のキーになる。
- ②工事発注に係るチェックを体系化した計画を整備すべきである。
- ③事務改善計画について、工事発注の手続きのどこに内部統制の欠陥があったのか、リスクコントロールできなかったのかを踏まえ、改善手法を検討すべきである。
- ④設計内容検討会について、開催回数など現実的か。工事件数が多ければ成り立たない。また、住民サービスを継続して提供する必要があるが、過度のチェックにより事業が遅れることは避けなければならない。
- ⑤事務改善計画が計画どおり運用されているかどうか、外部から定期的なモニタリングが入るといのが有効な内部統制である。若しくは、組織を新しくするなど、市役所全体としてチェック体制の在り方というものを検討しなければならない。
- ⑥工事費の水増しなど、不正の手口をきちんと把握した上で、再発防止に向けた取組を進めるべきである。

(3) コンプライアンス、公務員倫理等に対する意見

- ①職員倫理規程を作成するに当たり、利害関係者の定義を明確にすべきである。
- ②どこで不正が起こるか、徹底的に調べて職員にレクチャーしたらどうか。
- ③職員の人事異動は、業者との癒着を防ぐという意味もある。有効に活用すべきである。

る。

- ④職員の処分については、従来の処分との比較が重要である。
 - ⑤市職員の法令遵守に対する継続的な取組を構築すべきである。
 - ⑥平成20年度、21年度の「需用費に係る不適切経理」の時の「預け」と構造的に同じではないか。市役所と業者が共謀すれば、何とでもなる。
 - ⑦「需用費に係る不適切経理」の際に指摘された「私的流用がなければ、正規の手続きを経ずに事業を行っても許される」という組織風土が市に残っているとすれば、残念なことである。職員の意識改革を徹底させるための制度、計画、そして継続的な取組を具体化すべきである。
 - ⑧水増しを薄々知っていたのに、おかしいと言わなかったというのは市の体質ではないか。予算内に納まれば流用は構わない、また、随意契約に甘いという構造がある。
- (4) 市のチェック体制に対する意見
- ①土木工事の7～8割が変更契約となっており、変更契約についても、当初契約同様、厳しく監視しなければならない。第三者の目にも触れる仕組みにしなければ、市民は納得しない。
 - ②工事検査について、随意契約の一部を工事担当課による検査で行うことは問題なかったのか。工事担当課に検査できる力があるのか疑問である。
 - ③水増しを見逃した職員の責任もあると思う。また、契約検査課でも見逃してしまったということもある。

2 意見等を踏まえた対応

審査会の意見等を踏まえ、次の対応を行った。

- (1) 内部調査に対する意見への対応
- ①、②水増しが行われた背景として、逮捕事案及びその他の事案において、予算が計上されていない中で、住民から改善のための早期着工に向けた要望がなされていたことが挙げられているが、公判資料の中では、従前からの元職員と業者との特殊な関係についても指摘されている。
 - ③水増し工事の実態解明についての意見を踏まえ、平成13年度以降の工事発注文書（5,991件）について、水増しなどの不適切な工事発注の実態がないかどうか状況調査を行った。
 - ④業者からの金品の授受についての意見を踏まえ、金品の授受のほか、接待の有無、工事費の水増しなどの不適切な工事発注及び設計金額等の情報漏えいの有無について、一般職（資格職及び技労職を除く）全職員（1,348人）を対象とした全庁調査を実施した。
 - ⑤、⑥工事発注文書の状況調査についての意見を踏まえ、国、県及び岩手県技術士会の職員で構成する「工事発注文書検討会」を設置し、外部視点を加えた検証を行ったほか、調査の中で単価、数量等の根拠書類が確認できなかった工事等が複数あったことが明らかになったことから、その実態について市議会全員協議会に報告、公表

した。

(2) 再発防止に向けた取組等に対する意見への対応

- ①コンプライアンスに関する意識の徹底のため、月1回、各職場においてサービスミーティングを実施するとともに、所属長を対象としたコンプライアンス研修を実施し、管理徹底に努めている。
- ②、③工事発注に係るチェック体制、リスクコントロールについての意見を踏まえ、工事等に関する事務改善計画を策定するとともに、策定の過程で現状の事務執行における課題の洗い出しを行った。
- ④事務改善計画の運用についての意見を踏まえ、再発防止に向けた市の体制について、(財)岩手県土木技術振興協会によるチェックを行うこととした。
- ⑤発注工事の積算監理を徹底するため、工事検査部門を見直し、体制強化を図った。
- ⑥水増しは、本体工事の変更契約の際、完了時に確認することのできない掘削工の数量や、通常の単価表に載っていないプレキャスト擁壁工の単価等で行われた。このことは、市による本体工事等の工事費を再積算した結果においても確認されている。なお、再発防止に向け、工事担当複数制の徹底や工事検査室による中間検査の実施と完了検査における検査体制を強化することとしている。

(3) コンプライアンス、公務員倫理等に対する意見への対応

- ①職員倫理規程についての意見を踏まえ、規程の中で利害関係者の定義を明らかにした。
- ②管理職を中心に、事件の概要やコンプライアンス徹底のための説明会を開催した。
- ③人事異動についての意見を踏まえ、同一部署に長く在職している技術系の職員について、ジョブローテーションの観点を踏まえ、異動を行った。
- ④2回にわたり関係職員の処分を行った。
- ⑤職員の法令遵守に関する研修の必要性についての意見を踏まえ、職員倫理規程及びサービスハンドブックを作成し、職場での活用を図った。また、管理職や全ての階層別においてコンプライアンスに関する研修を実施し、継続して行うこととした。

(4) 市のチェック体制に対する意見への対応

- ①変更契約に対する監視についての意見を踏まえ、変更契約についても入札等監視委員会の審議対象に加えたほか、透明性を高めるため変更契約に関する情報の市ホームページでの公開を行った。
- ②、③工事検査体制についての意見を踏まえ、平成25年度から契約検査課工事検査室を同課工事指導検査室とする体制整備を行うこととしたほか、工事指導検査室において、担当課契約の工事の抽出検査を行うなどの検査体制の強化を図ることとした。

V 逮捕事案等への対応について

1 調査体制について

職員の逮捕が確実視された平成24年1月25日の関係者打ち合わせ会において、今後の対応は、「盛岡市市政における公正な職務の執行の確保に関する条例」に基づく公正職務審査会及び公正職務委員会において検討することを確認した。

(1) 公正職務委員会

第1回委員会は平成24年1月27日の職員の逮捕日に開催し、以降、平成23年度は9回、24年度は7回開催した。なお、内部調査の実施及び再発防止策の検討を行うため、委員会内に「内部調査部会」及び「再発防止検討部会」を設置するとともに、委員を拡大するなどの体制見直しを行った。

- ・ 内部調査部会及び再発防止検討部会の設置（委員長決裁）
（内部調査部会）総務部次長，財政部次長，職員課，契約検査課
（再発防止検討部会）建設部次長，都市整備部次長，上下水道部次長及び所属各課
- ・ 委員の拡大（組織規則及び委員会規程の改正）
（現行） 委員長 川村副市長（※平成24年4月1日以降は、佐藤副市長）
委員 市長公室長，総務部長，財政部長，会計管理者
（新たな委員を任命）
委員 細田副市長，上下水道事業管理者，建設部長，上下水道部長
- ・ 施行日 平成24年2月1日

(2) 公正職務審査会

外部の有識者からなる公正職務審査会を，平成23年度は1回，24年度は4回開催し，逮捕事案の内容を説明するとともに，再発防止に向けた取組等について意見を聴いた。

2 逮捕事案についての内部調査の実施及び状況

事件発覚後、逮捕事案に関する事実確認を含め、再発防止に向けた取組を進めるため、公正職務委員会を中心に次の内部調査を実施した。

(1) 工事発注に係る事務執行体制等の確認について（実施：平成24年2月～3月）

事件発覚直後、逮捕事案の詳細が不明な中であって、再発防止策を早急に策定し実施する必要があることから、建設部ほか関係部署の職員（OB職員を含む48人）に対し、逮捕事案に係る事実確認、工事発注に係る事務執行体制、警察等の事情聴取の状況等について聴き取りを行い、事務執行体制の問題点について洗い出しを行った。

- ・市の工事発注に係る事務執行体制の問題点として確認された事項
 - ・設計積算・監督職員を同一の職員が執行している場合が多いため相互チェックが機能しにくい。
 - ・工事の発注時期が集中することなどにより、短期間で決裁となっていることから、チェック体制が十分に機能していなかった。
 - ・業者との関係における公務員倫理の徹底が不足していた。
 - ・担当課発注工事において、業者選定理由を含め、市民への発注状況の説明、透明性を高める対応が不十分であった。

(2) 公判の状況を受けた内部調査その1（実施：平成24年4月～6月）

4月20日及び4月25日の公判において、「盛岡駅青山線街路築造その2工事の変更契約の際に、正規の工事発注手続きに依らず北山の側溝工事の工事費を含めて水増しを行った」という供述があったこと、また、5月18日及び5月22日の公判において、「正規の工事発注に依らない北山の側溝工事の担当課における組織的関与」が示されたことから、逮捕事案の事実確認と水増しの手口を明らかにするため、訴訟記録（写）の交付を受け、職員の供述調書の内容確認や関係職員から確認を行うなどの内部調査を実施した。

ア 実態について

(ア) 平成19年度に施工された北山の県立盲学校（現 県立視覚支援学校）付近の側溝工事の経緯

- ・北山の側溝工事は、平成17年度に施工された「梨木町上米内線関連歩道設置工事」（県立盲学校（現 県立視覚支援学校）の北側に歩道及び道路側溝を新設する工事として施工されたもの）について、施工完成後の平成18年度に道路管理課に引継ぎを行った際に、路面排水等に不具合があり、引継ぎができなかったことから懸案事項となっていたものである。
- ・平成19年度に県立盲学校（現 県立視覚支援学校）から、水が溜まるなどの要望を受けたため、改善策について街路係内において検討がされた。
- ・設計金額の水増しは、盛岡駅青山線街路築造その2工事の予算に余りが出そうであるとの見込みが立ったことから、L型側溝から自由勾配側溝（可変側溝）に入れ替えするための北山の側溝工事のほか、私的に利益を得るための架空の工事費を含めるために元職員が考え、業者に持ち掛ける形で行われた。

- ・平成20年3月に盛岡駅青山線街路築造その2工事の請負額が変更された際、設計金額の水増しが行われた。
- ・平成20年3月に盛岡駅青山線街路築造その2工事は完成し、工事完成検査が行われ、同年4月に水増し分を含んだ請負代金額が市から支払われた。

(イ) 水増しの手口

本体工事の変更契約の際、

- ・完了時に確認することのできない掘削工の数量や、
- ・通常の単価表に載っていないプレキャスト擁壁工の単価等

が水増しされた。

このことは、市による本体工事等の工事費の再積算結果においても確認されている。

(ウ) 北山の側溝工事について関係職員の供述調書等から確認された事項

[事件の動機、背景]

- ・元職員は、平成19年当時、住宅ローン等で家計が苦しく、生活費としてお金が欲しかったことから、協積産業に利益を上げさせ、そのお礼としてビール券をもらい、換金して生活費に充てたかった。
- ・北山の側溝工事の不具合のため、道路管理課に引継ぎができないままの状態となっており、改善について要望も寄せられていた。

[水増しの理由]

- ・以前から付き合いのある協積産業に恵工業から架空の工事を発注させ、利益を上げさせたことに対するお礼としてビール券をもらうため
- ・街路係の懸案事項となっていた北山の側溝工事を恵工業を通して施工させるため

イ 確認された事項

- ・北山の側溝工事が正規な手続きに依らずに19年度に施工され、その工事費を盛岡駅青山線街路築造その2工事の設計金額の水増し分に含めることについては、当時の道路建設課として組織として決定し指示したものではないが、元職員の提案を受け、結果として「黙認」という形で不適切な工事発注に係る事務執行を許してしまったと思料される。
- ・なお、水増し分にビール券により私的に利益を得るための架空の工事費が含まれていることについては、元職員は道路建設課の職員に話をしておらず、道路建設課の職員も架空工事については承知しておらず、現に承知していれば決裁しなかったと供述している。

(3) 公判の状況を受けた内部調査その2（実施：平成24年6月下旬～7月上旬）

6月29日の公判において、当時の建設部において業者からの接待が行なわれていたとする供述があったことから、業者からの飲食などの接待の有無について確認するため、平成13年度から平成19年度まで道路建設課に在籍した職員（OB職員を含む53人）に対し聴き取りを行った。

- ・業者からの飲食などの接待の有無に関する調査結果

元職員が道路建設課に在籍していた平成13年度から19年度における同課在籍職員

に対し個別に聴き取りを実施したが、業者からの飲食などの接待の事実は確認されなかった。

(4) 公判の状況を受けた内部調査その3（実施：平成24年6月下旬～7月上旬）

6月29日の公判において、逮捕事案の北山の歩道設置工事の元工事とされる平成17年度に施工された歩道設置工事（梨木町上米内線関連歩道設置工事）の工事発注が、そもそも水増しにより実施されたものである旨の供述があったことから、工事関係書類による確認を行うとともに、当該工事に関する実施状況を確認するため、押収書類の仮還付を受け、関係職員に対する聴き取りを行った。

- ・平成17年度施工の北山の歩道設置工事（梨木町上米内線関連歩道設置工事）についての調査結果

ア 梨木町上米内線関連歩道設置工事の概要

都市計画道路梨木町上米内線の整備に関連する歩行者の安全対策の一環として、地域等から要望のあった、北山の県立盲学校（現 県立視覚支援学校）校舎敷地北側に、盲学校用地に関する県との協議を経て、平成17年度に歩道及びL型側溝の設置工事を施工したものの。

イ 当該工事発注における水増しの有無

当該工事に係る押収書類の仮還付を受け、工事関係書類による確認のほか、関係職員から聴き取りを行った結果、公判で供述のあった水増しの事実はなかった。

当初設計は、約55mの歩道舗装等であったが、盲学校前の工事でもあり、歩行者の安全確保を図るため、点字ブロックの設置箇所の変更や歩車道ブロックの仕様変更などにより施工区間を延長するとともに、不足分については、施工業者から地域に対する貢献としての施工の申出があったことから、全区間約110mの施工となったものである。

なお、随意契約となった当該工事について、当初設計からの施工区間の延長について、変更契約の事務手続きが行なわれていないことや、業者からの施工区間延長の申出に関し、協議書などの書類が整備されていないことなど、工事施工に関する事務手続きに不適切な点があったことが確認されたことから、改めてチェック体制等の徹底を図った。

(5) 逮捕事案に関する工事費の水増しにより行われた工事の実態及び再積算

盛岡駅青山線街路築造その2工事の水増しに含まれたとされるその他の工事に関し、水増しの実態を明らかにするため、現地確認、工事関係書類による調査及び設計額の再積算を行った。なお、再積算については、(財)岩手県土木技術振興協会に市の試算結果の精査を依頼し、修正を行った。

ア 工事費の水増しにより行われた工事の実態

本体工事（盛岡駅青山線街路築造その2工事）の関連工事として、前九年一丁目周辺において、次の工事の実態が確認された。

- ・U字側溝やネットフェンス、転落防止柵、舗装工など、本体工事の設計書には計上されていないが実際には施工されていた工事

- ・設計書に計上されているが、土工数量や交通誘導員などで数量、単価が再積算結果と異なる項目
- ・本体工事とは関連のない工事

いずれの工事も実際に施工され、本体工事を整備するために必要な工事だったと思料されるが、不適切な工事発注、事務執行が行なわれていたことが確認された。

(7) 公判で明らかにされている工事の水増しにより行われた工事

- ・北山側溝補修工事 工事費（再積算） 532万4,550円
- ・前九年一丁目地内関連工事 工事費（再積算） 270万9,000円

(4) 内部調査により明らかになった工事

- ・本体工事の設計書に計上されているが、土工数量や交通誘導員の人数など、数量、単価が再積算結果と著しく異なるもの
工事費（再積算） 341万 400円
- ・本体工事と関連はないが、本体工事の水増し額に含まれていたその他の工事
 - ・旧市立病院跡地残土処理工事 工事費（再積算） 75万2,850円
 - ・大館町水路かさ上げ工事 工事費（再積算） 26万8,800円

(6) 収賄事件について

収賄事件について、公判で明らかにされた内容や関係職員からの聴き取りなどから、確認された事項は次のとおりである。

・確認された事項

逮捕事案である街路用地整備工事については、平成19年12月に担当課である道路建設課において協積産業（株）を含む3者の見積合わせを行い、平成19年12月に協積産業（株）と随意契約を締結し、工事発注したものである。

当該工事については、正担当（監督員）は、道路建設課主事補（当時）、元職員は副担当であったが、実質的に元職員が正担当として工事の実施及び計画の業務を行っており、見積合わせの実施に際し、事前に協積産業（株）元社員に設計金額を教えたほか、見積徴取業者の選定についても便宜を図るなど、結果、協積産業が受注したものである。

見積合わせについては、道路建設課業務係が担当しており、当時の業務係の担当者は、見積合わせの実施について明確な記憶がないとしているが、7月31日に行われた公判での判決において「3者による見積合わせの手続きを省略」とされており、内部調査による関係職員への聴き取りからも、見積合わせの手続きに関し、不適切な事務執行があったと判断せざるを得ないものである。

3 その他、確認を要するとされた事案の内部調査及び状況

(1) 逮捕事案に係る類似事案調査（全庁調査）（実施：平成24年5月下旬～6月上旬）

公判の中で、「市のずさんな工事監理体制や隠ぺい体質」が指摘されたことから、実態を把握するため、職員に対する全庁的な調査を行った。

ア 調査内容

- ・調査対象職員 一般事務職及び一般技術職に該当する全職員（資格職及び技能労務職は除く。）
- ・調査項目 「正規の契約に依らない建設工事」、「工事発注に係る設計金額等の情報漏えい」及び「請負業者等の利害関係者からのビール券などの金品の受け取り」の事実の有無について、自らが行ったことがあるかどうか、また、他の職員が行ったことを聞いたことがあるかどうかについて、その内容を含めた調査票による調査
- ・調査対象期間 平成13年度から平成23年度における事案を対象

イ 調査結果

一般事務職及び技術職の全職員 1,348人（病休、育休及び長期派遣職員を除く）に対し調査を実施し、全員から回答を得た。

回答内容について聴き取りを行った結果、数件の工事について、引き続き、調査が必要であると判断した。

- ①正規の契約に依らない建設工事について
前九年地内の水路改修工事ほか数件
- ②工事発注に係る設計金額等の情報漏えいについて
情報漏えいの疑いのある工事が 1件
- ③請負業者等の利害関係者からのビール券など金品の受取について
該当なし

(2) その他の正規な工事発注に依らない工事の実態調査

その他の正規な工事発注に依らない工事の実態について、内部調査における元職員を含む関係職員に対する個別の聴き取り及び供述調書等の確認の結果、工事関係書類や現地確認などを行った。水増し分に含まれている北山の側溝工事以外の工事で、引き続き調査を要すると判断された事案は次のとおり。

ア 盛岡駅青山線街路築造その2工事の水増しに含まれたとされるその他の工事等
前九年一丁目水路及び民地工事ほか数件の工事等が元職員から述べられており、現地確認を含め、調査を行った。

イ 正規な手続きに依らずに施工された工事等

上記の他、内部調査等により、正規な手続きに依らずに施工された可能性がある工事等が数件挙げられており、現地の特定などを含めた確認を行った。

(3) 内部調査において確認を要するとされた工事のうち、正規な手続きに依らずに施工された工事等

正規な手続きに依らずに施工された可能性がある工事等が数件挙げられており、

現地の特定などを含めた確認を行った。

調査結果、平成18年度に施工された次の1件の工事について、工事費の水増しが確認され、また、その水増しにより生じた差額により、正規な手続きに依らずに2件の工事が施工されていたことが確認された。

ア 市場跡地道路整備その4工事（平成18年度施工）

旧中央卸売市場跡地（津志田西二丁目外地内）の周囲の道路整備工事（その1～その4）のうち、その4工事における変更契約の際、

- ・変更契約を含めた設計書における残土処理量の改ざん
- などの手口により水増しが行われ、以下、イ、ウの工事に利用された。

このことは、工事関係資料から積算した残土処理量との間に差があることから確認されている。

- ・水増し内容 土工における残土処理量 1,560m³
- ・水増し額 約 560万円

イ 三本柳駐車場舗装整備工事（平成18年度施工）

都市計画道路津志田久保屋敷線の事業用地として過年度に先行取得した三本柳地内の土地（行政財産）であり、駐車場として使用料を徴取し住民に賃貸借しているものであるが、平成18年度に施工された舗装整備工事（契約額 126万円）について、表層部のアスファルト舗装工事は正規に契約、工事発注されているが、路盤工等下層部の工事が正規な手続きに依らずに施工されたことが確認された。

- ・路盤工等下層部の施工工事費（再積算） 約 220万円

ウ 県公会堂脇歩道整備工事（平成18年度施工）

県公会堂脇（西側）の市道内丸本町通一丁目線に隣接した歩道について、狭隘であることなどを理由に歩道整備の要望があり、平成18年度に歩道拡幅などの整備工事を施工したものであるが、当該工事について、正規な手続きに依らずに施工されたことが確認された。

- ・歩道整備工事費（舗装、移植、電気設備等） 約 340万円

(4) 内部調査から確認された背景及び状況

- ・平成16年度に市民から三本柳地内の市有土地（道路用地）の維持管理についての苦情があり、また、平成17年度及び18年度には、県公会堂脇の歩道整備について要望があり、いずれも道路建設課で対応していた。
- ・道路建設課では、土地の適正管理や有効活用、歩道整備による通行人の利便性確保等の観点から、いずれについても市として整備が必要と判断されたが、整備に必要な工事費が予算計上されていなかったという事情があった。
- ・結果、旧市場跡地道路整備その4工事の工事費の水増しにより、三本柳駐車場舗装整備工事及び県公会堂脇歩道整備工事の2つの工事が正規な手続きに依らずに18年度に施工された。
- ・当時の道路建設課では、工事費が予算計上されていない中で、組織として正規な手続きに依らない工事発注を決定したものと判断せざるを得ない。

・なお、関係者からの聴き取りや工事関係書類による調査から、工事費の水増しによる私的流用の事実は確認されなかった。

(5) 内部調査により確認を要するとされた工事のうち、正規な手続きに依るものと判断された工事

ア 平成18年度に施工された市道の視距改良工事について、現地確認及び工事関係書類による調査の結果、正規な手続きにより施工されたことが確認された。

イ 平成18年度から19年度に施工され、情報漏えいがあったのではないかとされた都市計画道路の照明灯等設置工事1件について、工事関係書類の調査や当該工事の担当者（当時）及び情報漏えいをしたのではないかと指摘された職員に対し聴き取りを行ったが、設計金額等の情報漏えいの事実は確認されなかった。

4 工事発注文書の状況調査

今般の逮捕事案，不適切な工事発注においては，工事発注文書に関し，単価の改ざん，土工数量の水増しによる工事費の水増しが，詐欺事件や他工事への流用につながった。

このため，平成13年度から平成22年度までの工事（5,991件）を対象として，積算書や完成図面等の工事発注文書について，単価，数量の適正性を主体にチェックを行い，工事費の水増しや不適切な工事発注の実態がないかどうかなど，次の手順でチェックを行った。

(1) 調査方法

ア 内部によるチェック

・一次チェック

当初設計担当係とは別の係が担当し，単価及び数量等の根拠書類の有無を確認し，設計条件が過大となっていないか，単価が他工事等と比較して過大となっていないか，数量等が完成図面等と比較して過大となっていないか等の妥当性のチェックを行った。

・二次チェック

一次チェックの結果，単価及び数量等の根拠書類や説明資料が添付されていない等により，単価及び数量等の妥当性が確認できなかった工事について，一次チェックを行った職員と異なる職員により，類似工事等の事例から単価等の金額が過大となっていないか，また，再積算により全体工事費が過大となっていないか等の妥当性について確認を行った。

・三次チェック

二次チェックにおいても積算根拠等が確認できなかった工事については，当時の担当職員や業者からの聴き取り等を行い，内容を精査した。

イ 外部機関等によるチェック

二次及び三次チェックの対象となった全ての工事について，国（国土交通省岩手河川国道事務所），県（県土整備部）及び岩手県技術士会の職員で構成する工事発注文書検討会を設置し，内部チェックによる市の判断結果について，外部視点による検証を行った。

・工事発注文書検討会の開催状況

第1回検討会	平成25年2月7日
第2回検討会	平成25年2月26日
第3回検討会	平成25年3月13日

(2) 市における調査結果

対象となる工事 5,991件の確認作業を終えており，二次チェックを行ったのは71件，うち三次チェックを行ったのは2件となった。

二次チェック及び三次チェックを行った工事の内訳と確認結果は，次のとおり。

ア 二次チェックの内訳及び確認結果

- ・共通の単価表に掲載されている一般的な製品ではなく，現場の状況等により共

通の単価表以外の単価を用いているが、根拠となる見積書などの資料が確認できなかったもの 34件

確認結果：類似工事等における単価と比較した結果、適切な内容と判断した。

- ・数量計算書が確認できなかったもの 21件

確認結果：設計図から数量を計算した結果、適切な内容と判断した。

- ・工事内容に対する説明資料が確認できなかったもの 14件

確認結果：類似工事等における費用と比較した結果、適切な内容と判断した。

- ・三次チェックが必要なもの 2件

※上記内訳件数は、逮捕事案や類似事案である3件(※)を除く。

(※) 盛岡駅青山線街路築造その2工事、市場跡地道路整備その4工事及び
三本柳駐車場舗装整備工事

イ 三次チェックの内訳及び確認結果

- ・変更契約により残土処理費の運搬距離を変更しているが、その根拠が不明なもの(平成15年度施工工事) 1件

確認結果：担当職員及び請負業者から聴き取りの結果、当時の土捨て場の場所が概ね一致したことから、適切な距離設定であると判断した。

- ・補償に関する新たな工事が追加されており、その内容に対する説明資料が確認できないもの(平成16年度施工工事) 1件

確認結果：担当職員及び関係職員から聴き取りの結果、住民から振動等に対する苦情があり、その対応を図ったものであることから、適切な内容と判断した。

ウ 市の調査結果に対するまとめ

今回の市の発注工事に対する調査の結果、単価及び数量等が妥当であることが確認され、水増しの可能性は認められなかった。なお、調査書類において、単価資料等が添付されていないものがあつたが、これらに対する保存手続きは、これまで明確化されていなかったことから、検査終了後に廃棄されたものであつた。現在は、関係資料の保存年限は他の工事関係書類と同一とすることを基本としており、引き続き、適切な工事発注事務の徹底に取り組んでいく。

(3) 工事発注文書検討会によるチェックについて

二次、三次チェックとなった工事に対する市の調査結果について、市組織以外の委員によりチェックを受けるとともに、市における工事発注手続き等に対してアドバイスを受けた。

ア 市の確認結果に対する意見

市の確認結果に対し、「市が行った工事は、単価等や全体工事費が過大となっていないなどとした判断根拠も妥当であり、調査結果のとおり水増しの可能性は認められなかった。」との意見を受けた。

イ 市の発注手続き等に対するアドバイス

【発注手続きに関する事項】

- ・資材単価等の見積徴取方法については、市では部署ごとに徴取し契約担当に報告しているとのことであるが、国においては、専門の部署で徴取し情報を共有するシステムを採用している。
- ・残土処理については、市では概ねの運搬距離を設定し、業者の自由処分という考え方を取っているが、国では原則として土捨て場を確保し運搬距離を確定しており、それ以外の場合は、協議により設計変更で対応する旨を契約図書に明記している。また、県では当初設計において想定距離で積算した場合は、受注者と協議により実績に応じた距離で設計変更している。
- ・小額工事の契約について、市では担当課での実施が可能であるが、国、県では、契約担当の部署が行うことになっている。
- ・補償について、補償費で対応することが基本であるが、諸事情でやむを得ず工事に含めた場合は、完成物についての引渡しに関する文書（確認書等）を所有者と取り交わし、後日問題が生じた場合の対抗措置を講じたほうが良いのではないかと。

【工事監理等に関する事項】

- ・国においては、受注者からの協議事項に即日回答する「ワンデーレスポンス」を取り入れており、これにより受注者との信頼関係が深まると考えている。
- ・見積根拠資料の保存期間は、設計書関係の書類と同一年度が望ましい。なお、国及び県においては、管理に必要な竣工図等を別途保存とし、設計書関係の保存年限は、大規模工事、重要性の高い工事等については長期保存している事例はあるが、原則、国では契約書10年、設計図書5年、県では5年としている。

(4) 発注文書の状況調査結果

今回の調査対象工事については、市における確認及び工事発注文書検討会の確認により水増しの可能性は認められなかった。なお、工事発注文書検討会において出された市の発注手続き等に対するアドバイスについては、国、県との発注件数や工事規模、組織体制等に違いがあることから、引き続き、国や県のアドバイスをいただきながら、他都市の状況等も踏まえ、再発防止に向けた取組の中で検討を行い反映させていく。

VI 市の損害額の算定等

1 市の損害額の算定について

判決において、事件における水増し額は、約 1,594万円であり、そのうち「盛岡市が被った実質的な損害額は、水増しされた工事代金から実際に公共工事に流用された分を除いても、800万円近く」になるものと判決で示されたところである。

盛岡駅青山線街路築造その2工事の工事費について、工事関係書類による工事費の再積算や現地確認の結果、「変更契約を含む最終的な工事費の支払額である 8,533万2,450円」と、「正規な手続きに依らずに施工されるなど、不適切な工事施工、事務執行ではあったものの、実際に施工され、かつ必要な工事であったと判断される工事費 8,185万650円」との差額 348万1,800円を市の損害額とする。

なお、再積算については、(財)岩手県土木技術振興協会に市の試算結果の精査を依頼し、修正を行った。

・市から支払われた工事費	8,533万2,450円	・・・①
〔 当初契約額	6,647万8,650円	〕
変更契約額	1,885万3,800円	
・再積算による適正な工事費	8,185万 650円	・・・②
・実質的損害額(差額)	①－② 348万1,800円	・・・③
(損害額の内訳)		
・協積産業へ渡った架空工事費	146万9,580円	
・差額	201万2,220円	

2 損害額に対する対応について

盛岡駅青山線街路築造その2工事における市の損害額と算定した 348万1,800円については、法律上の原因なく利益を受けた不当利得であることから、返還を求めるとし、元職員が利得したビール券相当である50万円(平成24年6月15日に市に納付済)を除く 298万1,800円について、平成24年12月5日付けで2社に対し、納期限を12月20日として返還請求を行った。2社について、納期限までに全額が納付された。

(返還請求先及び返還請求額)

(株) 恵工業	201万2,220円	
協積産業(株)	96万9,580円	合計 298万1,800円

Ⅶ 関係者の処分及び措置

1 逮捕事案に係る職員の処分

(1) 元職員について

平成24年2月17日付で起訴されたことによる休職処分を行った。

また、起訴事実に関し、平成24年4月25日に行われた詐欺等事件の公判において詐欺及び収賄について認めたことから、平成24年4月27日付けで懲戒免職処分とした。

(2) 市長及び常勤特別職の責任の取り方

ア 概要

現在、市の財政状況を勘案し、特別職の給料月額を減額を実施しているところであるが、今回の職員の逮捕事案についての責任を明確にするため、市政執行の最高責任者としての市長のほか、逮捕事案の発生当時（平成19年度）の建設部長であった上下水道事業管理者について、次のとおり給料月額を更に減額した。

イ 減額内容

区分	基本給料月額	現行の給料月額 (～H25.3.31)	減額内容 (H24.10.1～H24.12.31)
市長	1,138,000円	1,080,000円 (△5.1%)	現行の給料月額の2/10を 3月減額する。
上下水道事業 管理者	721,000円	684,000円 (△5.1%)	現行の給料月額の1/10を 3月減額する。

ウ 条例改正

市議会9月定例会において、「盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例」の一部改正を行った。

(3) 逮捕事案関係職員の処分について

ア 概要

今回の逮捕事案に関し、市の組織的関与があったことを重く受けとめるとともに、今後、二度と市民の信頼を失う不適切な事務執行を行わないための戒めとするため、関係職員に対し、厳正な処分を行った。

イ 処分内容

(ア) 懲戒処分

逮捕事案の発生当時（平成19年度）に管理監督すべき立場にあった職員を対象とし、次の処分を行った。

処分の内容	職位	年齢	事案の発生日	備考
停職1月	課長級	56歳	平成19年度	管理監督責任 (詐欺・収賄事件)
停職1月	課長補佐級	56歳	平成19年度	管理監督責任 (詐欺・収賄事件)

戒告	係長級	49歳	平成19年度	管理監督責任 (詐欺事件)
----	-----	-----	--------	------------------

(イ) 懲戒処分以外の処分

詐欺及び収賄事件に係る工事発注に関する不適切な事務執行について職員1人、詐欺事件に係る工事発注に関する不適切な事務執行について職員1人、収賄事件に係る工事発注に関する不適切な事務執行について職員3人の計5人を訓告処分とした。

ウ 処分年月日

平成24年8月10日付け

2 その他の正規な手続きに依らない工事に係る関係職員の処分

内部調査等により、新たに正規な手続きに依らずに施工された工事等があったことが明らかになったことから、次のとおり関係職員の処分を行った。

(1) 市長及び常勤特別職の責任の取り方

ア 概要

平成18年度に施工された市場跡地道路整備その4工事の工事費の水増しにより、正規な手続きに依らず、同年に三本柳駐車場舗装整備工事及び県公会堂脇歩道整備工事が行われたことが明らかになった。

本事案に関する責任を明確にするため、市政執行の最高責任者としての市長のほか、当時（平成18年度）の建設部長であった上下水道事業管理者について、給料月額を減額した。

イ 減額内容

平成25年1月の給料月額について、市長については10分の2を、上下水道事業管理者については、給料月額の10分の1をそれぞれ減額する。

ウ 条例改正

市議会12月定例会において、「盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例」の一部改正を行った。

(2) 関係職員の処分

18年度に施工された上記工事について、不適切な工事発注及び事務執行が行なわれたことより、次の処分を行った。

(ア) 懲戒処分

事案の発生当時（平成18年度）に管理監督すべき立場にあった職員を対象とし、処分を行った。

処分の内容	職 位	年 齢	事案の発生 年月日	備 考
減給1月 (10分の1)	部長級	59歳	平成18年度	管理監督責任

戒告	課長級	54歳	平成18年度	同上
----	-----	-----	--------	----

(イ) 懲戒処分以外の処分

平成18年度に施工された工事に関する不適切な工事発注及び事務執行について、職員1人を訓告処分とした。

ウ 処分年月日

平成24年11月9日付け

3 指名停止措置

盛岡市競争入札参加資格者に対する指名停止基準に基づき、次の措置とした。

- ・(株) 恵工業 (指名停止期間 H24. 4. 1～H24. 11. 30 (8月))
- ・協積産業 (株) (指名停止期間 H24. 4. 1～H24. 12. 31 (9月))

VIII 再発防止に向けた取組

今般の逮捕事案、不適切な工事発注においては、工事発注文書に関する単価の改ざん、土工数量の水増しによる工事費の水増し、また、不適切な工事発注手続き等が、詐欺や収賄事件、他工事への流用につながった。

このことを踏まえ、再発防止に向けた取組においては、掘削工の数量や単価の改ざんによる工事費の水増しを食い止める適正な工事や手続きの執行の確認を基本とし、複数での確認や透明性の確保、チェック体制を強化することとした。

また、職員の意識改革として、法令遵守及び公務員倫理の保持徹底のため、規程の制定や各職場における取組を行っており、継続していくこととしている。

1 工事等に係る事務改善計画の策定及び実施

- (1) 「工事等に係る事務改善計画」及び「工事等に係る事務改善計画の運用について」を策定し、複数での確認の徹底を図るため、新たに設計内容検討会を実施するなどの事務執行体制を構築し実施している。

主な取組内容

- ア 設計内容検討会によるチェック体制の確立
- イ 工事担当複数制の徹底
- ウ 工事等に係る見積徴収事務における当該工事担当係以外の係による徴取の実施
- エ 入札・契約事務における取組
 - ・電子入札の全面導入
 - ・工事内訳書の提出による積算内訳の審査
 - ・入札に係る事情聴取
 - ・工事に係る契約情報の公開
 - 変更契約結果の市ホームページへの掲載
 - 担当課発注の随意契約結果のホームページへの掲載

- (2) 公判の状況を受けた改善策

公判の状況を受け、全庁に対し、随意契約に係る適正な事務執行に向け、次の事項の徹底を図った。

- ・見積徴収事務においては、当該工事の担当係以外の係が担当すること。
- ・執行者は複数とし、実施伺いにおいて執行者名を明記すること。
(平成24年5月2日付け「随意契約における複数での事務執行の徹底について」周知)
- ・公益通報制度について、引き続き契約業者に対する周知を行うほか、改めて庁内に周知徹底を図った。

- (3) 工事等に係る事務改善計画の見直し

公判において、正規の工事発注に依らない北山の側溝工事の担当課における組織的関与が示されたことから、「工事等に係る事務改善計画」を改訂し、チェック体制の強化と透明性の確保を図った。

主な内容は次のとおり。

ア 本年度からの取組事項

- (ア) 工事検査室による中間検査の実施と完了検査における検査体制の見直し
事務改善計画に位置付けている担当課による中間調査とは別に、工事検査室において、不正防止の視点から任意抽出による中間検査を実施している。
また、完了検査においては、工事検査室職員に加え、工事担当部署以外の職員を検査員に任命し完了検査体制の強化を図っている。
- (イ) 入札等監視委員会の審議対象の拡大
再発防止の観点から変更契約を審議対象に加え審議を行っている。
- (ウ) 契約事務における透明性の確保
契約事務のより一層の透明性を図るため、変更契約に関する情報のホームページでの公表のほか、課内契約の工事（130万円未満の随意契約）に関しても、ホームページで公表を行っている。

イ 実施予定としている事項

- (ア) 組織体制の整備
工事検査に係る一層のチェック体制の強化を図るための体制整備として、契約検査課工事検査室を「契約検査課工事指導検査室」とし、新たに工事検査担当及び設計積算監理担当の2グループ制とする。（平成25年4月1日実施予定）
- (イ) 設計図書の検査等
新たに設置される工事指導検査室において、再発防止に向け、次のチェック機能の強化を図るものとする。
- ・設計図書の審査
 - ・工事の中間検査
 - ・担当課契約（130万円未満工事）の工事の抽出検査
 - ・その他、設計積算方法等を統一など、共通の運用を図ることによる業務の透明性の確保、事務の効率化を図る。
- (ウ) 外部機関による制度運営のチェック
年間数百件を超える積算委託や検査を外部で対応することは、受け入れ先として困難であること、また、時間的・費用面からの課題があることから、市の工事検査体制の整備、チェック機能の強化を受け、再発防止に向けた市の体制に対する外部機関のチェックを行うこととする。
外部機関として想定される（財）岩手県土木技術振興協会と協議を進めている。
- (エ) 工事等に係る事務改善計画等の見直し
工事発注文書検討会において出された市の発注手続き等に対するアドバイスについては、引き続き、国や県のアドバイスをいただきながら、他都市の状況等も踏まえ検討を行い、再発防止策に反映させていく。

2 職員の倫理規程等の制定

職務執行に係る収賄事件であることを厳粛に受け止め、利害関係者からの金銭・物品等の贈与禁止、酒食等のもてなしの禁止や無償での役務の提供を受けることの禁止など、倫理保持のための具体的なルールを定めた「盛岡市職員倫理規程」を制定したほか「職員サービスハンドブック」を作成し、法令遵守及び公務員倫理の保持徹底を図った。

3 職員の意識改革

平成24年度から、「盛岡市市政における公正な職務の執行の確保に関する条例」及び「盛岡市職員倫理規程」に基づき、新採用職員や中堅職員、係長級職員を対象とした全ての階層別研修において、コンプライアンス研修を実施するとともに、部課長会議や管理者を対象とした特別研修において「工事等に係る事務改善計画」及び「職員倫理規程」の周知を図っている。

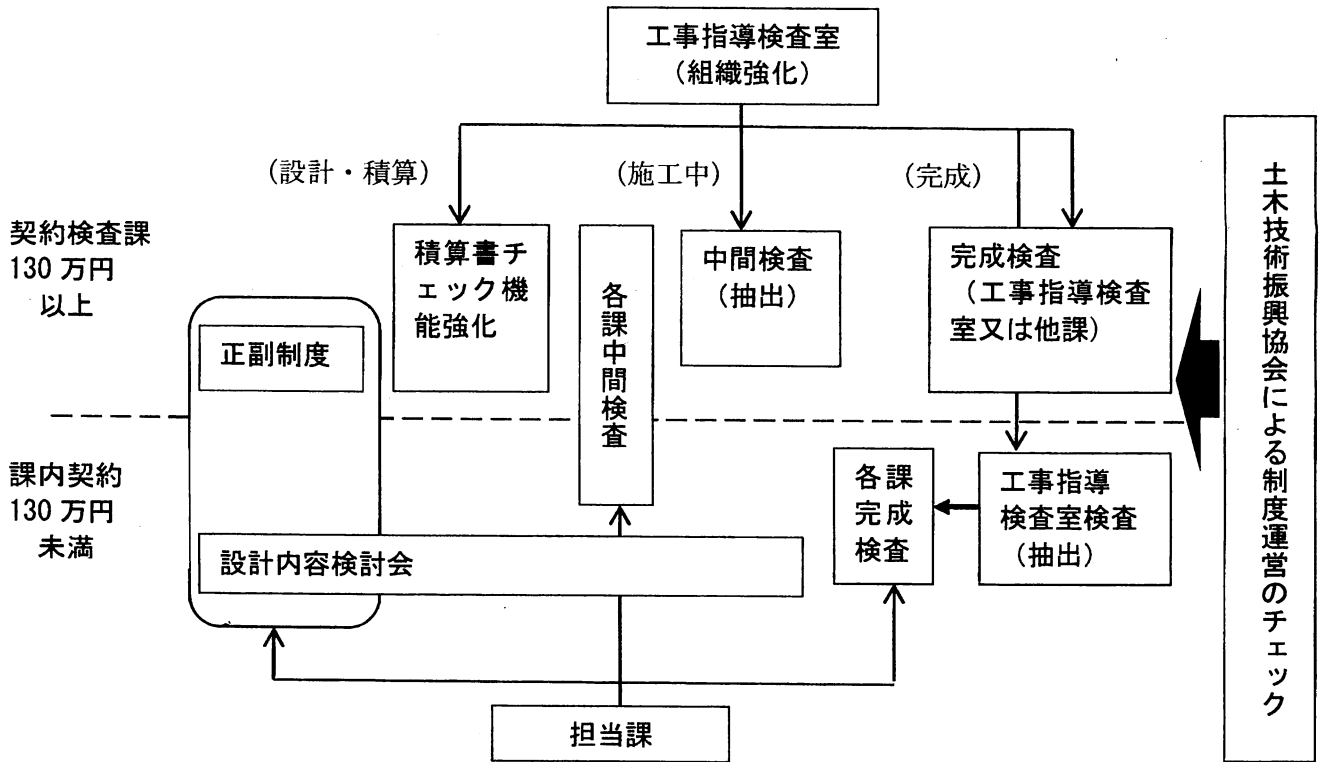
併せて、職場ごとに、職場の全職員を対象としたサービスに関する職場ミーティングを月1回以上実施し、所属長を中心に、職場における公務員倫理の徹底に取り組んでいる。

4 今後の検討課題

一般の逮捕事案等への対応を通し、公正職務審査会及び工事発注文書検討会など、外部の委員の方々から、市の職務の執行について様々な角度からの意見をいただいた。工事等に係る事務改善計画に基づく再発防止策や公務員倫理及び法令遵守に対する職員の意識改革に向けた取組として、順次、制度化してきたところであるが、今後も取組内容等について検証しながら、より効果的で実効性のあるものとなるよう進めていくものとする。

また、工事発注に係る入札制度に関しても、外部の委員で構成する「入札等監視委員会」の意見を踏まえながら、より一層の透明性や公正性の確保を図るため、引き続き改善に取り組んでいくこととする。

【工事関係チェック体制】



IX 結びに

元職員を含む関係者に対する公判の中では、「公務の公正さや公共工事の適正さを著しく害し、市民の信頼を大きく損なう犯行である」こと、「市職員による公共工事に絡む汚職や不正として社会に与えた衝撃は大きい」とされた一方、「水増しした工事代金の一部が流用された別の道路補修工事は、懸案事項であり、工事代金の流用により解決されることについては、上司らも黙認していた」とされたところであり、併せて市の工事監理体制に対する厳しい指摘もあり、市として真摯に受け止めているところです。

また、市の内部調査から、逮捕事案となった工事以外においても工事費の水増しにより正規な手続きに寄らずに施工された工事の実態が明らかになるなど、組織として不適切な事務執行を許してしまったことは、極めて遺憾なことであります。

事件を風化させず、二度と同様の事案に繰り返さないという、職員一人ひとりの強い意識の下、引き続き再発防止に向けた取組を徹底し、一日も早い市政に対する信頼回復に全力を挙げて取り組んでまいります。

「盛岡市市政における公正な職務の執行の確保に関する条例」の趣旨を踏まえ、公務員倫理及び法令遵守に関する職員の意識の徹底と職場風土の改革に努め、市民の負託に応え、信頼される市政の確立を目指してまいります。